

借入金明細書
(自) 令和 5年 4月 1日 (至) 令和 6年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 わたぼうし

(単位:円)

区分	借入先	拠点区分	期首残高 ①	当期借入金 ②	当期償還額 ③	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償還予定額)	元金償還補助金	利率 %	支払利息		返済期限	使途	担保資産			
									当期支出額	利息補助金収入			種類	地番または内容	帳簿価額	
設備 資金 借入金	福祉医療機構	法人本部	87,318,000		7,128,000	(80,190,000)			882,531							
	十六銀行	法人本部	58,205,000		4,345,000	(53,860,000)			770,977							
						()										
	計		145,523,000	0	11,473,000	(134,050,000)	0		1,653,508	0						0
	合計		145,523,000	0	11,473,000	(134,050,000)	0		1,653,508	0						0

(注) 役員等からの長期借入金、短期借入金がある場合には、区分を新設するものとする。

寄附金収益明細書

(自)令和 5年 4月 1日(至)令和 6年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 わたぼうし

(単位:円)

寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金組入額	寄附金額の拠点区分ごとの内訳	
合計		0	0	0		

- (注) 1. 寄附者の属性の内容は、法人の役職員、利用者本人、利用者の家族、取引業者、その他とする。
2. 「寄附金額」欄には寄附物品を含めるものとする。「区分欄」には、経常経費寄附金収益の場合は「経常」、長期運営資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「運営」、施設整備等寄附金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「償還」、固定資産受贈額の場合は「固定」と、寄附金の種類がわかるように記入すること。
3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。また、「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と原則として一致するものとする。

補助金事業等収益明細書
(自)令和5年4月1日(至)令和6年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 わたぼうし

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳			
						法人本部	有楽事業所	栄事業所	学童事業所
半田市	児童事業	2,563,000		2,563,000					2,563,000
区分小計		2,563,000	0	2,563,000	0	0	0	0	2,563,000
愛知県	障害事業	1,092,900		1,092,900			848,000	244,900	
区分小計		1,092,900	0	1,092,900	0	0	848,000	244,900	0
愛知県	その他事業	349,800		349,800		349,800			
区分小計		349,800	0	349,800	0	349,800	0	0	0
合計		4,005,700	0	4,005,700	0	349,800	848,000	244,900	2,563,000

- (注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。
 なお、運用上の留意事項(課長通知)別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。
2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。
 また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。